

指定開発行為等に該当しない事業に対する指導事務取扱細則

- 1 川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年規則第106号。以下「規則」という。）第70条第1項の規定による「市長が第3種行為に係る手続に準じた環境影響評価等を行う必要があると認める」事業は、従来、工場又は事業所等として一体的に利用又は所有されていた敷地であって、事業の種類と事業者の区分による取扱いについては、次の各号のとおりである。
 - (1) 川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年条例第48号。以下「条例」という。）別表に掲げる事業の種類が同一でかつ同一事業者が実施しようとする場合、それらの事業を併せて一の事業とみなしたときに当該一の事業が指定開発行為に該当した場合は、複合開発事業とする。
 - (2) 同一の種類の子業をそれぞれ異なる事業者が実施しようとする場合、又は異なる種類の事業を同一の事業者が実施しようとする場合で、それぞれの事業の実施による複合的な環境影響が総体として指定開発行為と同等以上になる場合は、複合開発事業とする。
 - (3) 異なる種類の事業を、それぞれ異なる事業者が実施しようとする場合は、複合開発事業とは、みなさない。
- 2 規則第70条第1項第1号に規定する「それぞれの事業を実施する区域が近接している」とは、それぞれの区域の敷地境界の最短距離が水平距離で概ね10メートル以内にあるものをいう。ただし、同一の事業者がそれぞれの事業を実施する場合にあつては、この限りではない。
- 3 規則第70条第1項第1号に規定する「それぞれの事業を実施する区域が隣接している」とは、それぞれの区域の一部が接しているものをいう。
- 4 規則第70条第1項第2号に規定する「着手予定日」とは、造成工事又は建築工事に着手しようとする日をいう。
- 5 規則第70条第1項第3号に規定する「環境影響評価項目の多くが共通すると市長が認めるとき」とは、高層建築物の新設、住宅団地の新設、商業施設の新設及び大規模建築物の新設の事業の種類の内、これらの事業の種類の子業の2以上の組合せをいう。

6 規則第70条第1項第4号に規定する「別に定める要件」とは、高層建築物の新設、住宅団地の新設、商業施設の新設及び大規模建築物の新設の事業の種類の内、これらの事業の種類の種類2以上の組合せをいう。

7 条例第72条第2項の規定する「市長が必要と認めるとき」とは、市長が上記の第2項から第6項についての該当の有無、又は、第3種行為に係る手続きに準じた環境影響評価等を行う必要性の有無を判断する場合にあって、環境保全の見地から川崎市環境影響評価審議会の意見を聴く必要がある場合をいう。

附則

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

2 環境影響評価に関する条例の施行に伴う運用上の取扱について（平成12年12月1日制定、12川環審第140号局長決裁）は、廃止する。